

一般競争入札の実施について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施しますので、お知らせします。

平成21年10月14日

京都地方税機構

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 京都地方税機構山城中部地方事務所修繕工事
- (2) 工事場所 宇治市伊勢田町新中ノ荒21番地の8
- (3) 工事概要 (ア) 建築改修工事 一式
(イ) 電気設備改修工事 一式
(ウ) 機械設備改修工事 一式
※詳細は、入札説明書及び基本仕様書のとおり
- (4) 工事期間 契約日から平成21年12月27日まで

2 契約条項等を示す場所及び契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

- (1) 契約条項等を示す場所及び契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地
〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都地方税機構 事務局 総務課
電話 075-414-4499
FAX 075-411-1551
- (2) 入札説明書等の交付期間等
平成21年10月14日（水）から平成21年10月20日（火）まで
（日曜日及び土曜日を除く。交付時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）の間に、京都地方税機構事務局（以下「事務局」という。）において随時交付する。

3 入札に参加できない者

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4の規定に該当する者

4 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件をすべて満たさなければならない。

- (1) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者で、その事実の有無について資格審査を受け、その資格を認定されたものであること。
 - ア 京都府又は府内市町村における地方税、消費税又は地方消費税を滞納している者
 - イ 平成21年1月1日現在において、直前2営業年度以上の営業実績を有しない者
 - ウ 一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）又は添付書類に、故意に虚偽の事実を記載した者
 - エ 都道府県若しくは市町村において、同様の事業を実施した実績を有しない者又はそれに相当する実績を有しない者

オ 京都府内に営業所等の設置をしていない者

- (2) 令第167条の5又は第167条の11に規定する資格を有する者で、過去2年間に国又は地方公共団体と、当該入札に係る契約と種類を同じくすると認められ、かつ規模が同等以上である契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行した者
- (3) 申請書の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府又は府内市町村の指名競争入札について指名停止とされていない者であること。
- (4) その他入札説明書において示す条件を満たす者であること。

5 資格審査の申請手続等

資格審査を受けようとする者は、一般競争入札参加資格確認申請書を提出し、参加資格の有無について認定を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 申請書の交付期間等

- ア 交付期間 2の(2)に同じ。
- イ 交付場所 2の(1)に同じ。
- ウ 交付方法 交付期間中の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に、事務局において随時交付する。

(2) 申請書の提出期間等

- ア 提出期間 平成21年10月14日(水)～平成21年10月20日(火)までの午前9時から午後5時までの間(正午から午後1時までを除く。)
- イ 提出場所 2の(1)に同じ。
- ウ 提出方法 提出期間中の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に事務局へ持参すること。

エ 添付資料

①同種工事の施工実績調書

4の(2)に掲げる資格があることを判断できる同種工事の施工実績を少なくとも1件、別記様式2に記載すること。

なお、同種工事の施工実績に係る契約書の写し及び当該工事の規模等の設計条件が判明できる最小限の図書等の写しを併せて提出すること。

- ②法人にあっては商業登記簿謄本及び定款、個人にあってはその者の本籍地の市区町村長が発行する身分証明書等
- ③府税の納税義務者にあっては、府税納税証明書
- ④消費税及び地方消費税納税証明書
- ⑤法人にあっては財務諸表(貸借対照表、損益計算書、剰余金計算書及び剰余金処分計算書又は欠損金処理計算書)、個人にあっては所得税の確定申告書の写
- ⑥取引使用印鑑届
- ⑦権限を営業所長等に委任する場合には、委任状及び受任者の身分証明書

オ 資料等の提出

申請書及び添付資料(以下「申請書等」という。)を提出した者に対し、資格審査の公正を

図るため、申請者等の記載事項を証明する資料等の提出を求めることがある。

カ その他

申請書等の作成等に要する経費は提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

6 参加資格を有する者の名簿への登載

3及び4について参加資格があると認定された者は、京都地方税機構の収納事務の委託に係る一般競争入札参加資格認定名簿に登載される。

7 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、申請書等を提出した者に文書で通知する。

8 参加資格の有効期間

参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成22年3月31日までとする。

9 変更届

申請書を提出した者（6の名簿へ登載されなかった者を除く。）は、次に掲げる事項のいずれかに変更があったときは、直ちに一般競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届により当該変更に係る事項を広域連合長に届け出なければならない。

- (1) 商号又は名称
- (2) 営業所の名称又は所在地
- (3) 法人にあつては、資本金又は代表者の氏名
- (4) 個人にあつては、氏名

10 参加資格の承継

(1) 参加資格を有する者が、次のア～オまでのいずれかに該当するに至った場合においては、それぞれに掲げる者（3及び4の(1)に該当する者を除く。）は、その者が営業の同一性を失うことなく引き続き当該営業を行うことができると広域連合長が認めたときに限り、その参加資格を承継することができる。

ア 個人が死亡したときは、その相続人

イ 個人が老齢、疾病等により営業に従事することができなくなったときは、その2親等内の血族、配偶者又は生計を一にする同居の親族

ウ 個人が法人を設立したときは、その法人

エ 法人が合併したときは、合併後存続する法人又は合併によって設立する法人

オ 法人が分割したときは、分割後承継する法人又は分割によって設立する法人

(2) (1)により参加資格を承継しようとする者は、一般競争入札参加資格承継審査申請書（以下「資格承継審査申請書」という。）及び当該承継に係る事由を証する書類その他広域連合長が必要と認める書類を提出しなければならない。

11 参加資格の取消し

(1) 参加資格を有する者が当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者に該当するに至ったときは、その資格を取り消す。

(2) 参加資格を有する者が、次のア～カまでのいずれかに該当するに至ったときは、その資格を取り消し、その事実があった後2年間競争入札に参加させないことがある。その者の代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者が、次のア～カまでのいずれかに該当するに至ったときも、また同様とする。

ア 契約の履行に当たり、故意に成果品の製造を粗雑にし、又は成果品の品質、内容、数量等に関して不正の行為をした者

イ 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

カ ア～オまでのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(3) (1)又は(2)により参加資格を取り消したときは、その者に文書で通知する。

12 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成21年10月21日（水） 午後1時30分～

イ 場所 京都府庁3号館1階第4会議室

（京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町）

(2) 入札の方法

持参によることとし、郵送又は電送による入札は認めない。

(3) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 3及び4に掲げる資格のない者のした入札

イ 申請書等若しくは企画提案書を提出しなかった者又は虚偽の記載をした者の入札

ウ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した入札

(5) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(7) 契約書作成の要否

要する。

13 入札保証金

免除する。

14 契約保証金

免除する。

15 その他

- (1) 1 から14までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。
- (2) 詳細は、入札説明書による。

16 お問い合わせ先

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都地方税機構 事務局 総務課

電話 075-414-4499

FAX 075-411-1551

メール kyoto-zeimukyodo@zeimukyodoka.jp